平成２５年（フ）第８６２号
大阪市西区江戸堀２丁目７番32―901号
破産者　三村　喜則
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６４６号
大阪市天王寺区上汐５丁目７番９―203号
破産者　北嶋　一郎
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９３４号
大阪市福島区野田３丁目14番６号、前住所大阪市天王寺区上汐３丁目５番19―505号
破産者　髙松　弘明
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２１７号
大阪市住吉区長居４丁目１番20号　パークアベニュー長居404号、開始決定時大阪市住吉区帝塚山東５丁目11番41号　ライオンズマンション帝塚山東401号
破産者　科野　正幸
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３８１号
大阪府東大阪市吉田本町１―11―11―303、住民票上の住所兵庫県芦屋市浜町13番３―121号
破産者　辻　　敏之
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２３７号
大阪市東淀川区瑞光５―３―25―201、住民票上の住所大阪市東淀川区大隅１丁目６番67号　岡田ハイツ202号
破産者　川口　竜也
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６８８号
大阪市東淀川区菅原３丁目12番８号　第２植原マンション206号
破産者　永井　広志
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７０１号
大阪市北区大淀中５丁目４番16号、申立時の住所大阪市福島区玉川３丁目４番３号
破産者　殿村　順一
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７２８号
大阪府高槻市栄町４丁目12番14号
破産者　竹内　繁行
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７２９号
大阪府高槻市栄町４丁目12番14号
破産者　竹内真貴子
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９６２号
川崎市麻生区王禅寺西７丁目28番１号、開始決定時の住所大阪市大正区北村１丁目３番６号
破産者　島邑　　巧
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９６３号
川崎市麻生区王禅寺西７丁目28番１号、開始決定時の住所大阪市大正区北村１丁目３番６号
破産者　島邑　豊子
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４００１号
大阪府箕面市小野原東３丁目４番20号
破産者　ＫＭサービスこと　兼松　　修
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０２４号
大阪府東大阪市岩田町３丁目１番27―904号、前住所大阪府東大阪市若江東町４丁目５番96号
破産者　島田　　**隆**
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０３６号
大阪府門真市北巣本町17番10号　オレンジハウス303号、前住所大阪府四條畷市岡山５丁目18番９号
破産者　比護　寿次
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０５１号
大阪市浪速区幸町２丁目３番35―1103号
破産者　木村　光伸
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０６６号
大阪市城東区中央２丁目３番20―1609号
破産者　梶山　孝雄
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１７７号
大阪市西淀川区佃４丁目６番２号、前住所大阪市淀川区宮原５丁目８番７―907号
破産者　松本　武史
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部